

[公募型プロポーザル告示]

令和8年度 道市連携海外展開推進事業
(デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業 (ASEAN市場)) 委託業務
公募型プロポーザルの実施について

令和8年(2026年)6月2日
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会では、「令和8年度 道市連携海外展開推進事業 (デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業 (ASEAN市場)) 委託業務」に係る公募型プロポーザルを実施します。

記

1 業務名

「令和8年度 道市連携海外展開推進事業 (デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業 (ASEAN市場)) 委託業務」

2 業務の目的

デジタル技術を活用した道産品の輸出拡大に向けて、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」(以下、「委託者」という)において、ジェトロや北海道ASEAN事務所、金融機関等の海外ネットワークを活用しながら、ASEAN諸国の現地バイヤーの招へいやシンガポール現地イベントと連携したPR等を実施する。

3 業務の内容

道産食品(道内で製造又は加工された食品、以下同じ。)のASEAN諸国への販路・品目拡大に向け、次の業務を実施すること。また、道やその他関係機関が実施する他のイベント、商談会等の活用を検討すること。

(1) 海外バイヤー招へい商談会・視察会

① 海外バイヤー招へい商談会

ア 対象分野：道産食品

イ 対象国：ASEAN (タイ、ベトナム、マレーシア等)

ウ 時期：令和8年10月～令和9年1月頃

エ 実施内容：海外バイヤーのニーズ及び参加道内企業の輸出経験や希望等に応じ、個別マッチングの上、商談のスケジュール及び場を設定し執り行うこと。また、商談に必要な通訳の手配や、先行企業の事例に関する事前のセミナーやレクチャー、バイヤー向けの道産食品メーカーの視察会を行うなど、参加企業が効果的に商談を実施し、成約率を高めることが出来るよう必要な支援を行うこと。

オ 実施場所等

・実施場所：札幌市

・商談件数：のべ60件以上(商談会後に実施する商談件数も含む)

・参加道内企業数、品目数：3(1)①イの対象国1カ国あたりのべ15社程度、参加道内企業1社あたり3品目程度

・招へいバイヤー数：3(1)①イの対象国1カ国あたり1～2社程度(原則として、ASEAN各国現地から招へいすること。)

※商談手法はオフライン開催を基本とするが、対象国バイヤー及び道内各地の事業者が広く参加できるようオンラインを活用することは可とする。

※現地バイヤーの選定にあたっては、ジェトロ、札幌商工会議所、北海道農政事務所等の外部機関とのネットワークや、自社ビジネスネットワークの繋がりや情報を積極的に活用すること。

※対象商品及び現地バイヤーの選定等は、委託者と協議し、決定すること。

② 参加道内企業への対応(商談前後のフォローアップ等)

ア 内容：商談にあたり、参加道内企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。また、商談後は、バイヤーへコンタクトを行い、商談成約を

目指したフォローアップや輸出手続等の積極的な支援を行うこと。想定する対応は次のとおりであるが、これらのほかに、成約に資する対応があれば提案に含めること。

- ・商談に使用する資料作成のサポート、資料の翻訳
- ・継続商談時の通訳・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業・サービスの紹介 ほか

イ 期 間：商談準備開始から事業期間終了まで

(ア) アンケートの実施

商談終了後は、招へいバイヤー及び参加企業に対し、商談結果に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

(イ) その他

商談に向けて、委託者と随時協議しながら進めること。

(2) 日星外交樹立 60 周年 (SJ60) イベントと連携した P R

ア 対象分野：道産品

イ 開催場所：シンガポール

ウ 開催時期：令和 8 年 11 月頃

エ 回 数：1 回以上

オ 参加道内企業数、品目数：10 社以上、15 品目以上

カ 連携イベント例：委託者が想定する連携イベントは次のとおり（その他のイベントの提案を妨げるものではない）

- ・シンガポールと日本の国交 60 周年記念のイベント

（会期）令和 8 年 11 月 28 日（土）～29 日（日）

（会場）Marina Bay Sands（シンガポール）

（主催）日本・シンガポール外交樹立 60 周年実行委員会

※同日、別会場で開催される Anime Festival Asia (AFA) 2026 会場と相互シャトルバス運行の予定あり。

キ 実施内容：

- ・日星外交樹立 60 周年 (SJ60) イベントと連携した道産品の P R 等を実施すること。また、参加企業の効果的な P R やイベント後の商談成約等につながる支援を行うこと。想定する対応は次のとおりであるが、これらのほかに P R や成約等に資する対応があれば提案に含めること。
- ・SJ60 ロゴマークの使用
※<https://www.jcci.org.sg/260109sj60/>
- ・イベントに使用する資料の翻訳
- ・イベント時の通訳・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続き支援 ほか
- ・イベントについて、現地バイヤー等にも来場を促すなど、イベント来場者だけでなく、シンガポールをはじめ A S E A N 市場への P R にもつながるよう、必要な支援を行うこと。
- ・受託者等が有する S N S 等でイベント等の情報を発信すること。

(3) 事業報告書の作成

(1) 及び (2) の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。

- ・実績報告書（別記第 1 4 号方式）
- ・事業報告書及び概要版事業報告書
- ・事業報告書においては、商談や研修会の実施結果を取りまとめるとともに、商談結果については、各国・地域別に具体的な検証・分析を行い、参加事業者が得られた具体的な成果、及び、参加事業者が取るべき今後の改善ポイントについて全体総括することとする。
- ・概要版は A 4 版 1 0 ページ程度（サマリー 1 枚、概要 1 0 枚程度）とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。また、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

(4) 成果品の提出

次の成果品を委託契約期間内に提出すること。

5 (3) で示した事業報告書及び概要版（紙媒体（A 4 版）：5 部、電子媒体：2 式）

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

4 契約期間

委託契約日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

5 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 市区町村税
 - (ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (エ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

6 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとするものは、アからエまでに定めるところにより、5に掲げる資格を有するかについて審査を申請しなければならない。

なお、一つのコンソーシアム又は単独法人が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

 - ア 提出部数 1部
 - イ 提出期限 令和8年（2026年）6月16日（火）17時00分（必着）
 - ウ 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。
 - エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部（法人名等については2部のみ記載し、残り5部にはそれらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記入しないこと。）
- (2) 提出期限 令和8年（2026年）6月16日（火）17時00分（必着）
- (3) 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方式

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) その他留意事項
 - ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - イ 企画提案書に関するヒアリングを行う。
 - ウ 審査結果及び特定者名は、公表する。
 - エ 詳細は説明書による。

12 関係資料（応募に当たっては必ず確認のこと。）

企画提案指示書	P D F形式
参加表明書作成要領	P D F形式
参加表明書様式	W o r d形式
参加表明書別添資料	W o r d形式
社会保険等適用除外申出書	W o r d形式
コンソーシアム協定書	W o r d形式
企画提案書作成要領	P D F形式
企画提案書様式	W o r d形式
誓約書	W o r d形式

13 主なスケジュール（予定）

参加表明書の提出期日	令和8年（2026年）6月16日（火）
企画提案書の提出期日	同上
プロポーザル審査会	令和8年（2026年）6月19日（金）
契約締結	令和8年（2026年）6月下旬頃

14 問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局（北海道総合政策部国際局国際課）
電話 011-204-5342（直通）
担当 島田